

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

**Q** 私は趣味で少額の株式投資をしています。平成23年度税制改正案では、上場株式等の10%の軽減税率が2年間延長され平成25年度末までとなっていますが、延長されるのが不安です。一方で、新たな証券優遇税制として「日本版ISA」という制度があると聞きました。この「日本版ISA」とはどのようなものか教えてください。

**A** 日本版ISA 税とする制度であり、その概要は左のとおりとなっています。

に係る配当所得及び譲渡所得等について非課税とする制度であり、英国の Individual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にした制度であるため「日本版ISA」と呼ばれています。上場株式等の軽減税率の廃止にあわせて導入される予定です。

1 制度の概要

平成22年度税制改正により、金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、日本版ISAの制度が導入されることになりました。この制度は、金融商品取引業者にて非課税口座を開設し、その口座内の上場株式の配当及び譲渡を非課

制度の概要	
1 非課税対象	上場株式等の配当、譲渡益
2 非課税投資	毎年、新規投資額で100万円を上限(未用枠は翌年以降繰越不可)
3 非課税投資総額	最大300万円(100万円×3年間)
4 保有期間	最長10年間
5 途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6 口座開設数	年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
7 開設者	居住者等
8 年齢制限	口座開設の年の1月1日時点で満20歳以上



② 公募株式投資信託(特定株式投資信託を除く)の収益の分配に係る配当等

③ 特定投資法人の投資口の配当等

ただし、非課税口座内からの配当等であつても、金融商品取引業者を経由しないで受け取る配当(例えば発行会社から直接受け取るなど)は、非課税の対象とはならないため注意が必要です。

また、金融商品取引業者等を通じて非課税口座内の上場株式を譲渡した場合、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、非課税となります。一方で、仮に非課税口座内の上場株式の譲渡により譲渡損失が生じた場合、その損失はないものとみなされ、他の所得と損益通算することはありません。

さらに、非課税口座から他の口座へ移管した場合「みなし譲渡」として、移管した時の時価により譲渡があつたものとみなされます。この場合も、譲渡益については非課税の取扱いとはなりませんが、非課税口座の枠の再利用はできなくなり、また取得価額が移管時の時価となるので注意が必要です。

**3 適用時期**

当初は、平成24年1月1日から実施される予定でしたが、平成23年度税制改正案は成立していませんので、当初の予定であつた平成24年1月1日から適用の可能性もあります。そのため、今後の動向に注意が必要となりますのでお取引のある証券会社や税理士等専門家に相談されることをお勧めします。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)  
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス  
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>